

一般社団法人宮城県バスケットボール協会と株式会社仙台 89ERSとの 包括連携に関する協定書

一般社団法人宮城県バスケットボール協会(以下「甲」という。)と株式会社仙台 89ERS(以下「乙」という。)は、
宮城県のバスケットボールの普及・振興、育成・強化に資するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条

この協定は、甲と乙が相互の密接な連携と協働により、宮城県のバスケットボールの普及・振興、育成・強化に寄与することを目的とする。

(連携事業)

第2条

1. 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 登録者への仙台 89ERS の試合観戦機会の提供
 - ・観戦チケット割引サービスの提供
 - ・登録チームへの特別割引観戦チケットの案内
- (2) 登録者を対象とした仙台 89ERS の試合での普及・振興イベント開催
- (3) 仙台 89ERS の試合前のエキシビションゲーム実施
 - ・U12、U15、U18、一般的全カテゴリー
- (4) 仙台 89ERS 選手・コーチ参加のクリニック開催
- (5) 仙台 89ERS の試合の運営体験の募集案内(U18 以上)
- (6) あすと長町スポーツパーク内ドーム施設の特別価格での利用(チーム単位での団体利用に限る)
- (7) 仙台 89ERS の試合へのテーブルオフィシャルの派遣
 - ・テーブルオフィシャル主任、スコアラー、オペレーター、タイマー、24 秒タイマー、記録員の 6 名

2. 前項の各事項に関する具体的な活動内容については個別に甲乙協議を行ったうえで決定する。

(秘密保持)

第3条

この協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれの秘密を保持する。ただし、事前に相手側の承諾を得た場合は、この限りではない。

(有効期間)

第4条

1. この協定の有効期間は、協定締結の日から 2022 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間が満了する日の属する月の前月末日までに甲又は乙のいずれからも申し入れがない場合は、有効期間をさらに 1 年間継続するものとする。
2. 前項の規定は、同項の規定により継続された期間の更新について準用する。

(その他)

第5条

この協定に定めない事項について定める必要が生じたときに、またはこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲と乙とが協議の上、定める。

この協定締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その 1 通を保有する。

2021 年 1 月 30 日

(甲)一般社団法人宮城県バスケットボール協会

会長

小野安江



(乙)株式会社仙台 89ERS

代表取締役社長

吉村 康介

